

# 第4章 災害廃棄物対策（水害編）

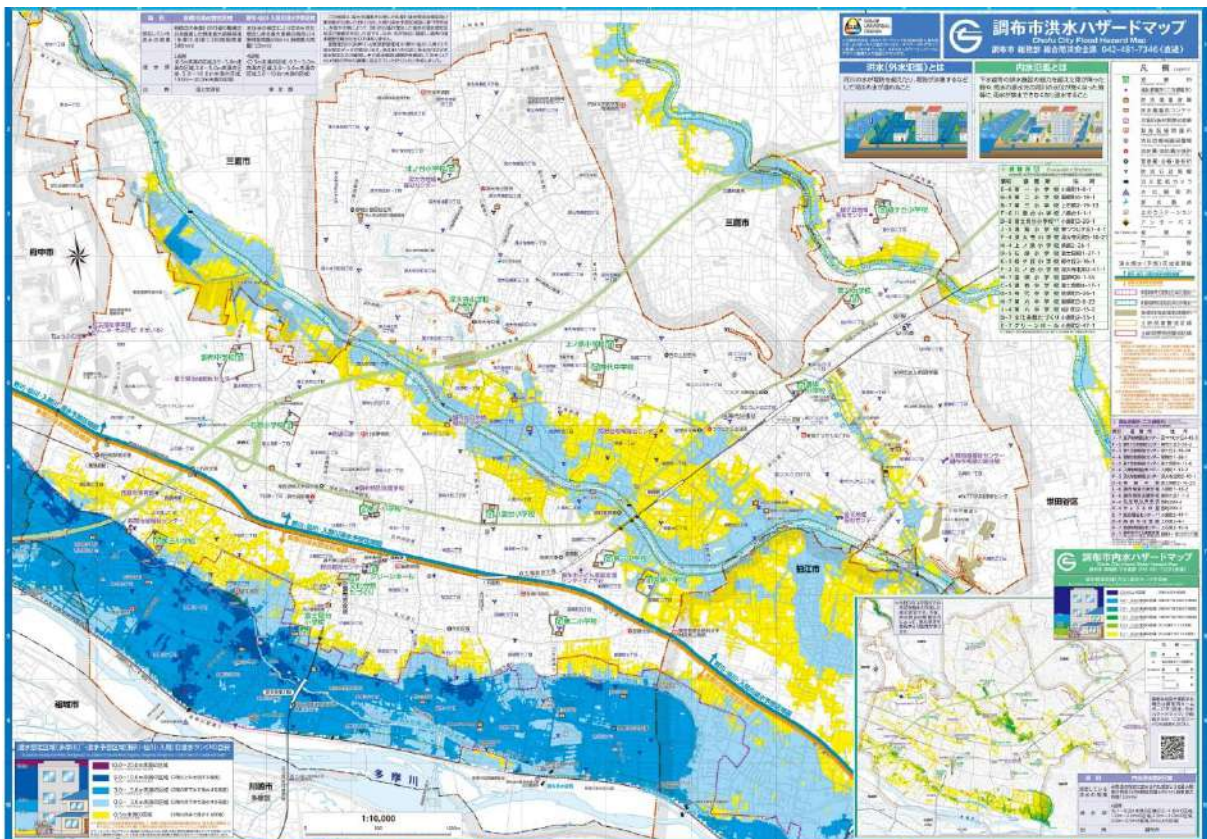
## 第1節 水害による災害廃棄物対策

### 1 想定する水害

本市では国及び都が作成・公表した「想定し得る最大規模の降雨」による浸水想定区域図を基に洪水・内水のハザードマップを作成している。それぞれの浸水想定区域を、図 4-1 に示す。

浸水被害の場合は、建物の被害は比較的少なく、水没によって使えなくなった家財道具等が廃棄物の主体となる傾向がある。

図 4-1 調布市洪水・内水ハザードマップ



出典「調布市洪水・内水ハザードマップ」(令和5年)

## 2 水害による災害廃棄物の特徴

水害による廃棄物の主な特徴と留意点を表 4-1 に示す。災害の種類により災害廃棄物の性状等が異なることを考慮し、災害廃棄物対策の体制等を整える必要がある。

表 4-1 水害・土砂災害の廃棄物の特徴

|      | 災害廃棄物の特徴  |
|------|---|
| 水害   | <ul style="list-style-type: none"><li>・夏から秋を中心に発生する。（梅雨時期の集中豪雨や台風時期）</li><li>・発災後、水が引き片付けが始まると一斉に排出され、土砂が付着していることがある。</li><li>・水に濡れ腐敗しやすく、悪臭や火災が発生するリスクが高い。</li><li>・片付けごみ（水に浸かった家財類〔布団、畳、ソファ等〕）を中心に、土砂に流木や草等が混じった混合廃棄物なども多くなる。</li><li>・家具や家電等の家財が浸水等により廃棄物となったものが多く排出される。</li></ul> |
| 土砂災害 | <ul style="list-style-type: none"><li>・土砂、流木等が発生し、災害廃棄物が土砂等と混合する。</li><li>・家具や家電等の家財が浸水等により廃棄物となったものが多く排出される。</li></ul>   |

出典「東京都災害廃棄物処理計画」（令和5年）を編集

## 3 片付けごみの処理対策

### (1) 分別区分と処理フロー

片付けごみの収集・運搬は本市、焼却・破砕等の中間処理はふじみ衛生組合、最終処分は東京たま広域資源循環組合が、それぞれ分担・連携して処理を行う。

集積所・一次仮置場における選別・中間処理を徹底し、可能な限り再資源化を推進するとともに、焼却処理後の焼却灰は、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設でセメント化することにより埋立処分量ゼロの維持・継続を目指す。

#### <留意事項>

- 集積所は、市民が直接排出する場であることから、普段の家庭ごみの区分に則り、わかりやすい分別区分を提示
- 一次仮置場は最終の処理・処分先を考慮したうえで、適切な分別区分を設定

- 被災した家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）は、可能な限り分別を行い、家電リサイクル法に基づく再資源化を徹底
- 処理困難物等は、適正に保管し、確実な処理を実施
- 被災自動車については、自動車リサイクル法に則り、撤去・移動し、所有者若しくは引取業者（自動車販売業者等）へ引渡し
- 処理が終了しない廃棄物や一次仮置場を閉鎖した後の廃棄物などは、二次仮置場へ移行

片付けごみ・避難所ごみの処理フローは、地震編の処理フロー「図 3-1 片付けごみの処理フロー」(p. 28), 「片付けごみの処理の流れ」(資料編 p. 8) に準ずる。

#### 4 避難所ごみの処理対策

平常時と同様に生活ごみを収集し、平常時にごみ処理を行う焼却施設へ運搬して処理を行うとともに、避難所ごみについても同様の対応を行う。

なお、断水等による携帯トイレ・簡易トイレの使用が見込まれることから、これら使用済みの携帯トイレ等の収集運搬・処理等は、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の観点から速やかに実施する必要がある。

#### 5 し尿の処理対策

##### (1) し尿収集必要量の推計

水害時のし尿収集必要量は、「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年東京都防災会議）」における想定量でまかなえと考えられる。想定されるし尿収集必要量と仮設トイレ必要基数を表 4-2 に示す。

表 4-2 し尿収集必要量と仮設トイレ必要基数

| 項目        | 数値     |
|-----------|--------|
| し尿収集必要量   | 94kL/日 |
| 仮設トイレ必要基数 | 704 基  |

※し尿収集必要量と仮設トイレの推計方法は資料編 p. 4 を参照

## (2) 処理フロー

し尿処理については、原則として平常時と同様の処理を行うこととし、一部下水道に未接続等の世帯はくみ取りや浄化槽汚泥を収集後、調布市クリーンセンターのし尿投入口に下水投入し処理を行う。調布市し尿等下水道投入施設で処理ができない場合は、都と連携し、「表 2-6 し尿投入先」(p.17)に示す投入先へ直接搬入し、処理を行う。

## 6 損壊家屋解体廃棄物の処理対策

損壊家屋の解体廃棄物は、できる限り直接処理・処分先へ排出することを原則とする。また、効率的な収集運搬のために、被災現場やその近傍に積替え保管場を設置することもある。

### <留意事項>

- 既に所有者等によって全壊家屋等の撤去を行った場合の費用償還に関する手続（自費解体）を活用した迅速な処理も検討

損壊家屋の解体廃棄物の処理フローは、地震編の処理フロー「図 3-2 損壊家屋の解体廃棄物の処理フロー」(p.29)、「解体廃棄物等の処理の流れ」(資料編 p.9)に準ずる。

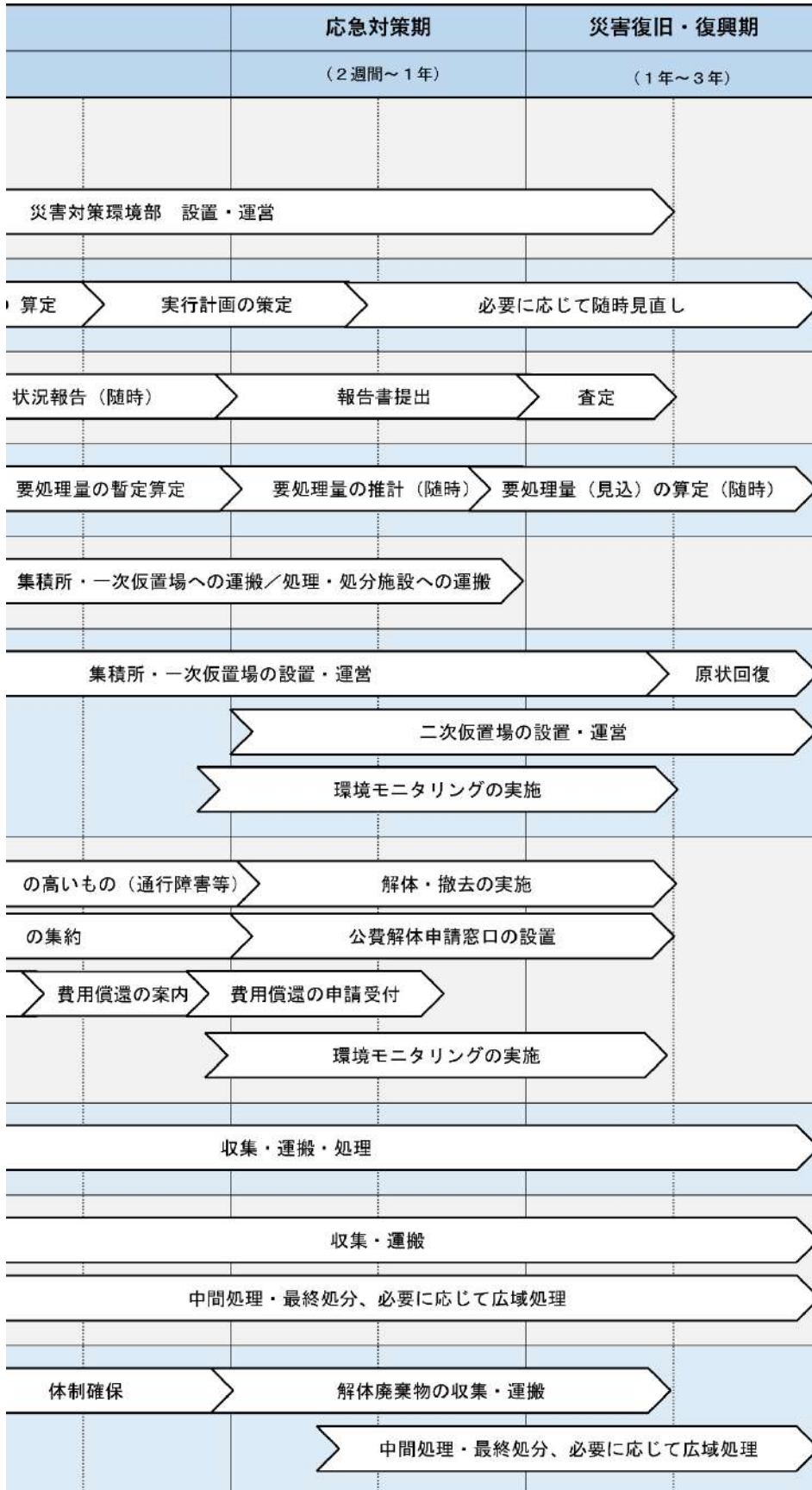
## 7 タイムライン

処理期間を3年と設定した場合の発災後の時期区分（発災直前，初動期，応急対策期，災害復旧・復興期）と取り組むべき事項を整理し，図 4-2 に示す。

なお，実際の処理期間は，災害の規模や種類によって異なる。

図 4-2 水害発災後の時期区分と取組事項

| 項目                   | 発災直前           | 初動期<br>(3日)        |             |
|----------------------|----------------|--------------------|-------------|
|                      |                |                    |             |
| 組織体制の整備              |                | 職員の安否確認            |             |
|                      |                | 庁内体制の整備            |             |
| 実行計画の策定              |                |                    | 災害廃棄物発生量の   |
| 国庫補助金事務              |                |                    |             |
| 災害廃棄物の<br>要処理量の算定    |                |                    |             |
| 収集・運搬                |                | 連絡体制の整備            | 障害物の除去      |
|                      |                |                    |             |
| 仮置場の<br>設置・運営        |                | 候補地の選定、<br>関係者との調整 | 仮置場の確保      |
|                      |                |                    |             |
| 損壊家屋の<br>解体・撤去       |                |                    | 緊急性         |
|                      |                |                    | 被災状況        |
|                      |                |                    | 自費解体・要綱の作成等 |
| 災害<br>廃棄物<br>の<br>処理 | し尿             | 収集運搬体制の調整          | 体制確保        |
|                      | 片付けごみ<br>避難所ごみ | 避難所情報の収集           | 体制確保・市民への広報 |
|                      | 損壊家屋<br>解体廃棄物  |                    |             |



## 第2節 発災直前（警報等発令時の対応）

水害は、気象予報などで発生が予見できることから、発災前から収集した情報を基に、あらかじめ検討しておいた収集運搬体制、仮置場及び市民広報などを準備することが可能である。特に、水害においては、水が引くと一斉に片付けごみが排出されるという特徴があることから、気象警報が発令された段階で、発災後、迅速に行動に移せる体制等を整える。

なお、水害時には平常時と異なる性状の廃棄物が大量に排出されることを念頭に、適切な処理に向けた準備を行う。

### 1 庁内体制の整備

収集した情報等をもとに、組織体制、指揮命令系統、連絡体制、役割及び手順を確認する。

### 2 情報収集・情報共有

気象予報、大雨、洪水、暴風の警報及び指定河川洪水予報等の情報を収集する。

### 3 関係機関との連絡体制の整備・連携

「事業者との協定」(p. 14)、「建設業協同組合との連携」(p. 14)、「一般廃棄物収集運搬業許可業者」のリストを活用し、災害廃棄物の収集運搬、仮置場の資機材・人材等の協力要請を行う可能性のある関係者等に、収集した情報の提供や協定内容の確認を行う。

収集運搬車両等については浸水エリア内に駐車していないか確認し、高台への移動をする。

### 4 共同処理体制の準備

「共同処理体制の整備」(p. 15)に示すとおり、平常時の一般廃棄物処理と同様の処理施設である、ふじみ衛生組合とその構成市である三鷹市、東京たま広域資源循環組合とその構成市に、収集した情報の提供や処理施設における浸水等への防災対策を確認する。



## 5 片付けごみ・避難所ごみ

避難所の候補施設の情報確認，避難所ごみについて関係部署との調整を行う。

## 6 し尿処理

し尿の収集運搬体制について関係部署との調整を行う。

## 7 集積所・一次仮置場

集積所・一次仮置場候補地の状況を確認し，地元関係者，関係部署との調整を行う。

集積所・一次仮置場の監理等を行う可能性のある関係者等に，収集した情報の提供や協定内容の確認を行う。

## 8 市民・ボランティアへの広報

浸水の可能性が低い2階以上へ貴重品を移動させる等，被害の最小化への行動を周知する。

災害時のごみの出し方，分別方法，集積所・一次仮置場等の開設情報を，チラシ・ホームページほかにおいて，準備又は周知する。

## 第3節 初動期（発災直後～2週間程度）

### 1 庁内体制の整備

「災害対策本部の体制」（p. 11）にて示した「調布市災害対策本部」を設置し、組織体制を整える。人材や物資の不足により組織体制を構築できない場合は、庁内での応援や他の地方公共団体からの支援を考慮した、段階的な体制構築を検討する。災害廃棄物処理は短期間に膨大な業務が発生し、また処理が長期にわたることも想定されることから、責任者・担当職員の交代要員も確保しておく。

### 2 情報収集・情報共有

災害廃棄物等の適正かつ円滑・迅速な処理を行う観点から、災害が発生した直後から、廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量等について、次の情報に関する優先順位をつけて収集する。また、収集した情報は、都をはじめとした関連機関等と情報共有する。

#### (1) 被災状況の確認

- ライフラインの被害状況
- 避難所・避難者数及び仮設トイレの必要基数の把握
- 一般廃棄物等処理施設（ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等）の被害状況
- 市内の有害廃棄物の状況

#### (2) 収集運搬体制に関する情報の把握

- 道路情報
- 収集運搬車両の被災状況（調布清掃・吉野清掃ほか）

#### (3) 発生量を推計するための情報の確認（現状視察のうえ確認する。）

- 国土交通省等からの航空写真等の地図情報（建物情報）
- 災害情報（気象庁発表の震度分布、浸水域、人工衛星画像等）
- 被害情報（災害情報から推計した対象災害別の全壊・半壊の住家数、全壊・半壊の非住家数を可能な限り現地視察のうえ確認する。）

### 3 関係機関との連絡体制の整備・連携

#### (1) 事業者との協定

資機材や人材が不足し、本市だけでは災害廃棄物処理のための十分な体制が構築できない場合は、「事業者との災害協定一覧」(p. 14) に示すとおり、事前に締結した協定先団体等との協定を活用する。

#### (2) 調布市建設業協同組合

「建設業協同組合との連携」(p. 14) に示すとおり、本市は調布市建設業協同組合と連携し、必要資機材等を確保する。

#### (3) 東京都

都は、本市が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行う。

また、本市の依頼により、【都の技術的支援、各種調整(例)】(p. 9) に示す内容について本市に代わって都が処理主体となる。

### 4 共同処理体制の立ち上げ

「共同処理体制の整備」(p. 15) に示すとおり、平常時の一般廃棄物処理と同様の処理施設である、ふじみ衛生組合とその構成市である三鷹市、東京たま広域資源循環組合とその構成市と連携して処理を行う。また、協定締結事業者等と情報を共有し、処理の進行管理を行う。

### 5 記録

災害対応の検証や国庫補助金の申請の基礎資料として、被災状況、対応状況等の内容や写真等の記録を行う。特に発災直後の混乱期の資料は失われやすく、時間の経過とともに資料の散逸や記憶の忘却等が起こる。そのため、可能な限り早期から記録を開始し、時間と場所が明確に分かるように整理する。

## 6 片付けごみ・避難所ごみの処理

### (1) 処理の基本原則

片付けごみ・避難所ごみの収集・運搬，処理については，生ごみ等の腐敗性が高く，衛生上速やかに処理を必要とするごみから優先的に処理をし，平常時と同様のごみ処理体制を維持する。

#### ア 処理主体

片付けごみ・避難所ごみは一般廃棄物であり，平常どおり本市が処理主体となって収集・運搬する。

#### イ 共同処理

片付けごみ・避難所ごみの焼却・破砕処理等の中間処理については，平常どおり，本市，ふじみ衛生組合とその構成市である三鷹市と，東京たま広域資源循環組合による処理体制を維持する。

#### ウ 家庭の取組

燃やせないごみや資源物等，衛生面に支障のない生活系ごみについては，収集・運搬体制が整うまでは，各家庭で保管するよう市民に対して協力を要請する。

#### エ 避難者の取組（避難所での取組）

各避難所では，臨時の集積所を設置し，平常時と同様の分別区分での分別を行う。なお，簡易トイレからの汚物や使用済み紙おむつ等は，密閉して他の燃やせるごみとは分けて排出を行う。

### (2) 情報収集

#### ア 道路の被災状況の情報収集

発災後，被害を受けた道路が使用できなくなる可能性があることから，早期に次に示す内容を確認し，適切な収集・運搬ルートを検討する。

- ・道路の被害・障害物等の状況（家庭ごみの収集場所も含む）
- ・道路啓開の進捗状況・復旧状況

#### イ ごみ収集場所等の被災状況の把握

家庭ごみの収集場所の被災状況を把握し、被災して使用できなくなった収集場所がある場合、代替場所の決定と周知方法を検討する。

処理施設の被災等により短期大量投入が困難である場合は、代替できる保管場所や処理施設に搬入し、収集・運搬車両が滞留することのないよう努める。

#### ウ 避難所の開設状況の確認

避難所ごみを考慮した収集・運搬ルートについても検討するため、次に示す内容を確認する。

- ・各避難所の避難者数
- ・各避難所ごみ置場の設置場所と収集・運搬ルート
- ・各避難所における医療救護所の設置状況

### (3) 発生量の算定

把握した被害状況に基づいて「災害廃棄物発生量の推計方法」（資料編 p. 1）に示した手法により算定する。

### (4) 処理フロー

片付けごみは、「片付けごみの処理対策」（p. 27）、「片付けごみの処理の流れ」（資料編 p. 8）を基に、分別を行い、可能な限り再資源化を行い、埋立て処分ゼロの維持・継続を目指す。また、発災後の初期段階から排出されるため、片付けごみの分別排出のルールの周知・徹底に努める。

通常的生活ごみは原則として、平常時と同様の処理フローを維持する。

### (5) 集積所・一次仮置場の設置・運営

算定した片付けごみ・避難所ごみの発生量をもとに、集積所・一次仮置場の設置・運営を行う。詳細は、「仮置場の設置・運営」（p. 75）に示す。

### (6) 収集・運搬

処理量の算定結果や、道路・避難所状況等を把握し、処理施設等への搬入を実施

する。

廃棄物の特徴として、水分を含み重量のある廃棄物が多く、運搬や積み下ろしが困難となることから、積み下ろし用の重機や、より多くの人員の確保が必要となることを考慮し、平常時から活用している「一般廃棄物収集運搬業許可業者」のリストや、必要に応じて「事業者との災害協定一覧」(p. 14) に示す協定に基づき協力要請を行う。

意図していない場所に片付けごみ等が集積されている状況が見られる場合には、適宜、巡回して場所を把握・確認し、計画的に収集する。

収集運搬体制の整備にあたっての検討事項の例を地震編の「収集運搬体制の整備にあたっての検討事項 (例)」(p. 38) に示す。

## (7) 処理・処分

「共同処理体制の整備」(p. 15) に示すとおり、平常時の一般廃棄物処理と同様の市の処理施設、ふじみ衛生組合とその構成市である三鷹市と連携して処理を行う。平常時に検討している<確認・検討事項> (p. 16) をもとに、処理・処分を進める。

災害の規模が大きく処理が追い付かない場合には、地方自治法に基づき、都に委託して処理を行う。

## (8) 事業系ごみの対策

事業活動に伴って排出されるごみは、平常時は事業者の自己処理責任の原則に則り、一般廃棄物処理業者が収集を行う。市に登録している小規模事業所については、排出量基準の範囲内で市が収集を行う。

しかしながら、災害時にはこの原則が守られないおそれがある。そこで、一般廃棄物処理業者へ協力要請を行うとともに、ごみを排出する事業者に対しても、適切に排出するよう呼びかけを行う。

## 7 し尿の処理

### (1) し尿処理の基本原則

し尿処理については、平常時のし尿処理と同様の処理を基本とする。

なお、被災が広範囲に及ぶとき等は、仮設トイレのし尿を収集・運搬するバキュー

ームカーを「一般廃棄物収集運搬業許可業者」のリストを基に臨時配車要請を行い確保する。不足する場合は、都に支援を要請する。

## (2) し尿発生量の算定

把握した被害状況に基づいて、「し尿発生量算定方法」(資料編 p. 4)、「仮設トイレ必要基数の算定方法」(資料編 p. 5)に示した算定手法により算定する。

また、算定した発生量を基に、推計すべき事項を次に示す。

- バキュームカーの収集が必要となるし尿発生量の推計
- バキュームカーの必要台数の推計
- 簡易トイレ等の燃やせるごみとしての収集が必要となるし尿発生量の推計
- 簡易トイレ等の収集車両の必要台数の推計
- 仮設トイレの必要台数の推計
- そのほかトイレ用資機材の推計

## (3) し尿収集・運搬

算定結果や停電、断水、下水管路等の損傷・復旧状況の推移、避難所等の避難人数等を把握したうえで、し尿収集計画を策定し、仮設トイレの設置や、下水道施設等への搬入を実施する。対応すべき主な事項を次に示す。

- 必要な数の仮設トイレや簡易トイレ、マンホールトイレを「備蓄トイレ一覧」(p. 18)を基に設置
- 収集体制構築のため仮設トイレ等の設置場所一覧を作成・整理
- 設置後は計画的に管理を行うとともに、「し尿投入先」(p. 17)を基に、し尿の収集・処理を実施
- 紙おむつ等については、燃やせるごみとして収集し、処理・処分先へ運搬
- 家庭から排出される簡易トイレ(固形物に限る)は、燃やせるごみとして処理
- し尿のほとんどは水分のため、安定的な処理のために処分先での焼却処理量には注意が必要
- くみ取り便所の便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても、水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるため、迅速な対応が必要

## 8 損壊家屋の解体廃棄物の処理

### (1) 損壊家屋解体廃棄物の発生量の算定

把握した被害状況に基づいて「災害廃棄物発生量の推計方法」（資料編 p. 1）に示した手法により算定する。算定にあたっては知見・経験のある都へ助言を求めることも検討する。

### (2) 処理フロー

「解体廃棄物等の処理の流れ」（資料編 p. 9）を基に、分別を行い、可能な限り再資源化を行い、埋立て処分ゼロの維持・継続を目指す。

### (3) 一次仮置場の設置・運営

算定した損壊家屋解体廃棄物の発生量をもとに、仮置場の設置・運営を行う。詳細は、「仮置場の設置・運営」（p. 75）に示す。

### (4) 処理・処分

処理・処分体制は片付けごみの「処理・処分」（p. 73）と同様の体制で行う。

## 9 仮置場の設置・運営

### (1) 必要面積の算定

把握した被害状況に基づいて、「仮置場必要面積の推計方法」（資料編 p. 6）に示した手法により、仮置場の必要面積を算定する。

### (2) 仮置場の設置

道路啓開や救助捜索活動に伴い撤去する必要のある損壊建物等や市民が排出する災害廃棄物のうち、処理施設に搬入できないものを一時的に保管する場所として、早急に仮置場を設置する。

水害の場合、住宅内の衛生維持のために浸水した家財道具等を早く屋外へ排出し、



水が引くと同時に自宅前や道路脇へ混合状態で排出される傾向にある。対策として、集積所と仮置場の早期決定と開設が必要である。

なお集積所は市民が自力で排出できる距離に短期間でも設置し、そこから一次仮置場へ運搬することを検討する。

「仮置場候補地の選定」(p. 19) より、仮置場を決定し、「レイアウトのイメージ」(p. 20) を参考に災害廃棄物を区分し必要施設を設置する。

なお、大都市災害では、発災時に家電、自動車等が大量に災害廃棄物として発生することが予想されるが、その処理のための手続に時間を要する可能性がある。そのため、これらを一時的に保管する場所も確保する。

### (3) 仮置場の運営

一度、仮置きされた災害廃棄物が混合状態となると、その後の分別・回収が困難になり、処理費用の増大や処理期間の長期化につながる。「片付けごみの処理対策」(p. 27) 「損壊家屋解体廃棄物の処理対策」(p. 29) を参考に、発災直後から分別の徹底や便乗ごみの排出を防止するとともに、分別された廃棄物が再び混合状態にならないように適切に管理する。

また、災害廃棄物の処理が滞ることがないよう災害廃棄物の処理に関する次の事項を日々把握、整理しておく。

#### <分別・管理>

- 仮置場での保管に際し、廃棄物が混合状態とならないよう、分別排出・分別仮置き推進のために、場内で管理・指導を実施
- 不法投棄や有価物の持ち去りを防止するため、巡回や警備を実施

#### <把握・記録>

- 災害廃棄物の搬出入量（種類ごと）、搬出入台数
- 災害廃棄物の保管量、保管場所、保管面積
- 災害廃棄物の搬出入者、搬出入車両

#### <搬出入量の管理方法>

- 台帳等を用いて、仮置場への搬入者や搬入車両を管理

- 正確に搬出入量を把握するため、トラックスケールを設置して計量することで、搬出入量管理を行うとともに、保管量、保管場所、保管面積及び積み上げの高さについて図面で整理
- トラックスケールを設置していない段階でも、災害廃棄物の体積や比重から災害廃棄物を計量し、搬出入量管理を実施

#### **(4) 生活環境の保全**

市民の生活環境の保全と作業従事者の安全性の確保に努める。また、悪臭及び害虫の発生防止、飛散防止等の対策を事業者に委託して実施する。

#### **(5) 作業の安全性の確保**

災害廃棄物を高く積み上げた場合、廃棄物から発生するメタンガスが蓄熱することにより引火し火災が発生することが予想されるため、ガス抜き管を設置し、火災を未然に防止するための措置を実施する。万が一火災が発生した場合は、消防と連携して迅速に消火活動を行う。

なお、水や消火器では対応できない火災や金属火災等には消火砂を用いる等、適切な消火方法について専門家の意見を取り入れられる体制を整える。

### **10 処理困難物の処理**

処理困難物の処理は、平常時に整理した「処理困難物対策」(p. 18)、「処理困難物の対応」(資料編 p. 10)に則り対応する。市民に対しては、排出方法や処理方針を示し、環境汚染や事故が起こらないよう対応する。

有害物取扱施設や危険物取扱施設が被災し、有害物等の漏えいがある場合は、事業者に応急処置を行うよう指示し、適正処理の完了報告を受ける。ただし、二次災害の発生のおそれが切迫している場合には、東京消防庁等の機関に対して中和処理等の応急処置を要請する。

なお、止むを得ない事情により事業者が自ら処理をすることができない場合には、事業者(被災等により事業者の意思が確認できない場合は、遺族や破産管財人等)の意思を確認したうえで本市が有害物等の処理を行う。この場合についても、東京消防庁等の応急処置が完了し安全が確保されてからの対応とする。

水害による廃棄物処理の留意点を下記に示す。

- 畳、布団等は腐敗することもあるので、これ以上、水に濡れないように保管し、積込、積降に必要な作業員や重機などを多めに準備
- 水分を含んだ畳は発酵することで熱が発生して温度が上昇するため、風通しがよいように山積みを崩し温度上昇を抑制するとともに、温度測定を定期的実施
- 土砂混じりの廃棄物は、選別等に時間がかかるため、初期の集積所・一次仮置場で分別を徹底
- 宅地等に堆積した土砂や流木等については、要件を満たせば国土交通省所管の堆積土砂排除事業の活用が考えられる。  
 なお、土砂・がれきを一括で撤去し、事後的に、重量に応じて費用を案分したうえで、災害等廃棄物処理事業と堆積土砂排除事業をそれぞれ補助申請する方法の活用も考えられる。
- がれき混じり土砂等については、バックホウの掴み装置やスケルトンバケット、振動篩機や回転式篩機、手選別等により、自然物である土砂、流木等と、廃棄物であるがれき等に分別
- 水没した家電製品は、漏電の危険性が高いため、原則、災害廃棄物として排出

## 1 1 帰宅困難者対応

帰宅困難者や滞留者から発生するごみは、一時滞在施設の管理者や鉄道事業者による事業系ごみとしての処理を原則とする。

## 1 2 ボランティアとの連携

水分を含んだ廃棄物は重くなるため、ボランティアによる支援が欠かせない。被災家屋の片づけ等にボランティアが関わることが想定されるため、片づけごみの出し方や分別区分、健康への配慮等に係る情報について、平常時の打ち合わせに基づき、調布市社会福祉協議会や災害対策福祉健康部ボランティア班と連携し、ボランティアへの支援を要請する。

### 1.3 市民・ボランティアへの広報

水害では、水が引いた地域から順次片付け作業が開始され、それに伴い早い時期から廃棄物が排出されることから、市民・ボランティアに対しては、片付けごみが排出されるタイミングまでに、「発災時用広報の準備」(p. 23) や「片付けごみの出し方チラシの作成ポイント」(資料編 p. 15) をもとに、被災状況に合わせて適宜追加・修正等を行い、広報を実施する。その際、情報の鮮度、正確性及び更新の容易さに留意し、複数の手段を利用して広報を展開する。

初動期の広報内容の例を下記に挙げる。

#### <初動期の広報の内容(例)>

- 片付けごみ等の収集方法 (集積所・仮置場への搬入)
- 排出場所, 排出可能期間と時間, 排出方法
- 便乗ごみの排出禁止
- ごみ出しが困難な身体障害者, 高齢者への支援方法
- 分別の必要性, 分別方法, 分別の種類
- 仮置場の分別配置図 (集積所の場合は, 面積を考慮し, 必要に応じて搬入品目を日によって絞るなどして, 適切な分配配置図を検討する)
- 家庭用ガスボンベ, スプレー缶等の危険物や石綿, PCB含有機器等の危険・有害廃棄物, 廃畳等の処理困難物等の取扱方法
- 不法投棄, 野焼き等の不適正処理の禁止
- 家電4品目の排出方法
- 作業時の安全確保への注意喚起
- 最新情報の入手方法
- 災害廃棄物に関する問合せ先

※被災自動車については、所有者を特定し、所有者若しくは引取業者(自動車販売業者等)による自動車リサイクル法に基づく処理を案内する。

また、災害廃棄物処理においてボランティアに協力を依頼する場合は、調布市災害対策本部を通して調布市社会福祉協議会が立ち上げ、管理運営する「災害ボランティアセンター」に一般ボランティア派遣を要請する。

災害廃棄物の排出時の分別については、市民向けのチラシなどを活用して情報共有を図り、速やかに周知を行う。

## 1.4 受援体制の整備

### (1) 受援先

人材や資機材が不足し、本市だけでは災害廃棄物処理のための十分な体制が構築できない場合、都の災害廃棄物処理の経験者等や、都が事前に締結した個別の協定を活用するとともに、D.Waste-Net※<sup>1</sup>、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）※<sup>2</sup>、関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム※<sup>3</sup>、自衛隊※<sup>4</sup>その他の広域連携については都が窓口となって、都外の自治体等に対して人材や資機材の支援や、災害廃棄物の処理を要請する。

なお、自衛隊については、「やむを得ない事態と認める場合」（公共性、緊急性及び非代替性を総合的に勘案して判断）を留意し、必要な支援を要請する。

#### ※1 D.Waste-Net（デー・ウェイスト・ネット）

- ・ 国が集約する知見、技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者により構成される人的な支援ネットワーク。主な構成メンバーは、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等。
- ・ 専門家・技術者を派遣し、処理体制の構築、生活ごみ等や片付けごみの排出・分別方法の周知、片付けごみ等の初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策、処理困難物対応等に関する現地支援等を行う。
- ・ ごみ収集車等や作業員を派遣し、生活ごみ、し尿、避難所ごみ及び片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援等を行う。

#### ※2 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）

- ・ 災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、発災時に被災地を支援することを目的とした制度で、被災地のニーズを踏まえた現場目線で災害廃棄物処理を適切かつ円滑に行えるようマネジメントの支援を行う。
- ・ 被災都道府県や環境省と連携・調整を図りながら、次の支援を行うもので、現場作業員としての派遣ではない。また、都道府県や環境省から支援員の派遣に向けた調整を行うことがある。

○ 災害廃棄物処理の方針に係る助言・調整

被災自治体が行う災害廃棄物処理の方針を立てることができるよう、知見・経験をもとに助言、情報提供及び関係者との調整を行う。

○個別課題の対応に係る助言・調整予算の確保

### ※3 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム

- ・ 環境省の地方支分部局である関東地方環境事務所と被災地近隣の自治体が連携し、被災自治体の災害廃棄物処理に係る業務（主に事務支援）等を支援する組織。
- ・ 被災自治体に初動対応の取組の重要性を伝え、被災自治体が的確な初動体制を構築することを手助けする。

### ※4 自衛隊・警察・消防

- ・ 災害発生時、特に初動期においては、迅速な人命救助を優先しなければならない。本市は自衛隊、警察、消防（以下「自衛隊等」という。）と連携し、道路上の災害廃棄物の撤去や損壊家屋の解体・撤去等を迅速に行う。
- ・ 自衛隊等との連携・連絡調整にあたっては、情報の一元化の観点から災害対策本部と調整のうえ、調布市地域防災計画に基づいて対応する。

## (2) 他区市町村等

被害状況に応じて、「東京都・近隣自治体との災害協定一覧」(p. 13)に示す協定に基づき、災害廃棄物処理、し尿処理等の支援を要請する。

## (3) 事業者

被害状況に応じて、「事業者との災害協定一覧」(p. 14)に示す協定に基づき、資機材、人材、災害廃棄物・し尿の収集・運搬及び処理処分等の支援を要請する。

## 1.5 予算の確保

災害廃棄物の撤去など初動期において必要な予算を確保する。

災害に伴う廃棄物の処理には、

- 道路上の災害廃棄物の撤去
- 倒壊の危険性のある損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）
- 生活ごみ等の処理（仮設トイレ等し尿の処理、避難所ごみの処理等）

○片付けごみ・損壊家屋の解体廃棄物の処理

があるが、これらは重点的に対応すべき時期が異なる。初動期には、道路上の災害廃棄物の撤去や仮設トイレの設置など緊急性の高い作業から順に行う必要があることから、計画的・総合的な作業の実施が求められる。

#### 第4節 応急対策期（発災後2週間～1年程度）

地震編参照（p. 48）

#### 第5節 災害復旧・復興期（発災後1年～3年程度）

地震編参照（p. 57）